特第 1412 号
令和３年８月 26 日

各県立特別支援学校長　様

教　育　長

夏季休業終了後の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和３年８月２日から令和３年９月 12 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立特別支援学校の教育活動等については、令和３年８月 17 日付け教育長通知によりお示ししています。

しかしながら、本県においては現在も、連日 2,000 人以上が新規感染者となる状況が続いています。このような状況下においては、各学校が、強い危機感を持ちリスクを回避し、児童・生徒等の安全・安心を確保しながら、教育活動を継続していかなくてはなりません。

ついては、県教育委員会として、県内の人流抑制及び校内における感染防止対策の強化という視点から、夏季休業終了後の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、さらに一層、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

夏季休業終了後から９月 12 日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

ア　基本的な対応について

○　児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。

○　毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。

○　登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ　学習活動について

○　感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ　部活動について

○　原則として中止とする。

○　ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

○　大会等の 14 日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。

○　熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ　学校行事等について

①修学旅行等について

○　修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

○　校外活動は延期又は中止とする。

②文化祭・体育祭等について

○　延期又は中止とする。

③学校説明会等について

○　各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

1　感染防止対策の徹底について

○　現在、我が国では、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいるが、国立感染症研究所によると、変異株についても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「５つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和３年４月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和３年５月７日付け保体第1271号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」（令和３年６月14日付け特第1235号特別支援教育課長通知により一部修正）に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア　登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ　毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、<u>発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。</u>

ウ　教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ　教室、職員室、部活動の活動場所等における<u>常時換気を基本とした換気を徹底すること。</u>

オ　学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

○　学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。

ア　児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・３密の回避）を実施するよう指導すること。

イ　児童・生徒等が、毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底するよう指導すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ　発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。

エ　登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

オ　昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また、座席の間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。

カ　登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

キ　熱中症は、命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。

ク　食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。

ケ　食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。また、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。

コ　県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

○　学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

２　学習活動における留意事項について

○　学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア　授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ　授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙１に基づき適切に取り扱うこと。

ウ　熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。

○　自宅等において学習を行う際に、家庭の通信環境が整わない児童・生徒等に対しては、必要に応じて、端末やモバイルルーターの貸出しを行うこと。

３　児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

○　児童・生徒等の主体的な活動の実施については、必要最小限のものに限定することとし、感染防止対策を強化・徹底するよう児童・生徒等を指導すること。

ア　児童・生徒会活動は原則として実施しないこととする。実施する必要があると校長が判断する場合は、ＩＣＴの活用などの工夫を講じるよう指導すること。

イ　大会等への参加に伴う部活動の取扱いについては、別紙２に基づくこと。

４　感染状況に不安を抱く児童・生徒等、保護者への配慮について

○　感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒等指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

○　感染が拡大していることへの不安から登校を控える児童・生徒等など、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室で行う授業を、ＩＣＴを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。

○　やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、

①　教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること

②　教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。

○　やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。

①　同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

②　課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラ

インを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

５　医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

○　医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式Ver.６」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

＜参考＞

○文部科学省令和２年12月９日付け事務連絡
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」
○文部科学省令和２年６月19日版
「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」
○厚生労働省令和２年５月20日付け
「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その３）」

６　スクールバスの対応について

○　スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
○　可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
○　学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

７　寄宿舎における感染症対策について

○　令和２年５月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver.６」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
○　寄宿舎内での活動における３密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
○　朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
○　入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
○　入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

８　心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

○　児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

○　特に、休業期間終了後の時期に児童・生徒等の自死が増加する傾向があることを踏まえ、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。

９　ＰＴＡ活動について

○　ＰＴＡ活動については、ＰＴＡ役員等とよく話し合った上で、オンライン会議システムやＳＮＳを適宜活用するなど、工夫して行うこと。

10　学校施設開放について

○　学校施設開放については９月１日から９月12日の期間は中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年8月17日変更）から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variant of Concern：VOC）と注目すべき変異株（Variant of Interest：VOI）に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）、B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、P.1 系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある（B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍（40-64 歳では1.66 倍）と推定）。また、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）やB.1.351 系統の変異株（ベータ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）については、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株（ベータ株）、P.1 系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）の割合が上昇しており、B.1.1.7 系統の変異株（アルファ株）からB.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株（カッパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

問合せ先
【通知全般に関することについて】
特別支援教育課
教育指導グループ　山田、荒井
電話(045)210-8276　(直通)
【部活動（運動部）に関することについて】
保健体育課
学校体育指導グループ　濱田、桐原
電話(045)210-8312　(直通)
【部活動（文化部）に関することについて】
高校教育課高校教育企画室
高校教育企画グループ　青木、坂野
電話(045)210-8254　(直通)
【ＰＴＡ活動に関することについて】
生涯学習課
社会教育グループ　櫻木、大村
電話(045)210-8347　(直通)
【学校施設開放に関することについて】
生涯学習課
企画推進グループ　藤野、石田
電話(045)210-8342　(直通)

別紙１

県立高等学校等における分散登校中の授業実施上の留意事項

１　全教科に共通した授業実施上の留意事項
○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）確保するような座席配置とすること。（各教室 20 名程度（普通教室）） ○生徒が、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。 ○発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。 ○授業の題材として、感染症、ウイルス等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないよう留意する。 ○外部と連携した取組を行う場合は、ICT 機器を効果的に活用した工夫を検討すること。 ○授業でパソコンなどを使用した後は、毎回キーボード、マウス等の機器を柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）でふき取るとともに、手洗いの徹底などの必要な感染防止対策を取ること。（キーボード等の機器の消毒に薬剤を用いる場合、使用箇所の素材を確認し、目立たない場所で試してから使用すること。）

２　全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
国語	○発話を極力避けるため、調べたり考えたりしたことについては、レポートにまとめさせる等の工夫をする。その際は、ICT 機器を有効に活用すること。 ○文章を読ませる際は、音読ではなく、黙読させること。 ○「話すこと・聞くこと」領域におけるスピーチ等の指導を行う際は、ICT 機器を活用するか、話し手と聞き手の距離を充分に確保したり、座席配置を工夫したりする。
地理歴史・公民	○施設見学や地域調査などは、この期間は実施しない。 ○論述や討論などの活動をする際は、ICT 機器を活用するなどして、対面形式とならないよう留意すること。 ○社会的事象を扱う際には、政治的・社会的中立性に配慮し、現在の社会情勢やそれに対する政策等について、特定の見方や考え方に偏ることのないようにする。
数学	○「数学Ｉ」におけるデータの分析や「数学Ｂ」における確率分布と統計的な推測等で、感染症のデータを扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないよう留意する。

別紙１

理科	○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、行わないこと。（生徒が個別に実験や実習を行うことは可） ○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○「科学と人間生活」、「化学基礎」、「化学」、「生物基礎」、「生物」の各科目（特に、免疫、抗原抗体反応、PCR 法、ウイルス、ワクチン、医薬品等）の学習活動において、新型コロナウイルス感染症を題材として扱うことも考えられる。その扱いには細心の注意を払うとともに、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないよう留意する。
保健体育	【体育】 ○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。 ○マスクを外している際は、人との十分な距離をできるだけ保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。 ○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は３密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行う。 ○体育館等の屋内において実技を行う場合、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。 ○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わないこと。 ○なるべく個人で行う運動とし、特定の少人数（２～３人程度）での活動を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。 ○用具・ボール等の共有はできるだけ避け、やむを得ない場合は、特定の少人数で使用し、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○更衣室内も同様に空間を確保する。 ○可能な限り屋外で実施し、やむを得ず室内で行う場合は窓・扉を開放し、十分な換気を行う。 ○教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合（指導のために教員が運動を行う場合等）は外しても構わない。 ○教員がマスクを外した際は、不必要な会話や発声を行わず、他者との距離を２ｍ以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保する。

別紙１

保健体育	【保健】 ○グループで用具を共用する応急手当や心肺蘇生法などのような実習は設定しない。 ○実習については、感染状況を踏まえて実施を判断し、実施する場合は用具の共用をできるだけ避け、やむを得ない場合は、その時間内での共用を最小限にしたうえで、使用前後に用具の消毒をするとともに、授業前後の生徒の手洗いを徹底する。 ○必要に応じて消毒液を使用するなど、感染予防対策を実施する。 ○応急手当や心肺蘇生法については、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行う。
音楽	○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器の演奏は行わないこと。 ○歌う（発声する）際は、マスクを着用させ、生徒同士の間隔（できるだけ２ｍ（最低でも１ｍ）確保する。）を前後左右十分とった状態で指導する。また、生徒同士が（対面の形など）向かい合って歌わないようにする。 ○歌う際は、換気の時間等を挟み、生徒の体調に気を付けながら適切に指導する。また、授業中は、マスクを着用させることから、長時間連続して歌う活動は、行わないこと。 ○楽器の演奏（練習）をさせる際は、マスクを着用させ、生徒同士の間隔（できるだけ２ｍ（最低でも１ｍ）確保する。）を前後左右十分とった状態で指導する。
美術・工芸	○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○制作の説明や鑑賞を行う際はワークシートやICT機器を活用すること。 ○ポスターデザイン等のテーマとして感染症予防等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないよう留意する。
書道	○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。 ○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
外国語	○スピーチを行う際は、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。また、ICT機器も積極的に活用すること。 ○発声を伴う活動の際は、特に換気を徹底すること。

別紙１

家庭	○生徒同士が近距離で活動し、飲食を伴う調理実習については、特にリスクが高いことから、行わないこと。 ○実験や調理実習以外の実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○生徒の身体接触が避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。 ○実験や実習の説明はワークシートやタブレット等を活用し、密集して指導しないようにする。
情報	○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。 ○プログラミングやシミュレーションにおいて、ウイルスの増殖や感染症のデータを扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないよう留意する。

３　専門各教科に共通した授業実施上の留意事項

○実験・実習の内容を十分に理解できるよう、実験・実習のポイントや留意点等に関する動画等の教材を作成する等、オンラインを併用した学習により生徒の理解を促すこと。

○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行う等、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせる等、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。

○実習の実施に際しては、複数の実習室に分けて実施する等、１教室当たりの人数を少なくする等の工夫をすること。

○生徒が共用で使用する実習・実験器具等については、適切な消毒と授業前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。

○窓を開けたまま行うことができない実習等の場合は、10 分～15 分程度ごとに窓等を開放し、十分な換気を行うこと。

○産業現場等における長期間の実習（いわゆるデュアルシステム）においては、授業に準じる対応が可能であれば、実習先・保護者の了解のもと実施できることとする。

○資格・検定試験については、授業に準じる対応が可能であれば、保護者の了解のもと実施できることとする。また、実施に伴う補習等が必要な場合にも、指定の登校日・時間以外に別途時間を設定して対応することができることとする。

○補習については、授業と同じように感染防止対策を行い、保護者の理解を得て実施することができる。なお、密となりやすい小教室の利用は避け、広い実習室等、できるだけ開放的な教室で実施すること。（完全下校時刻までに生徒が下校できるように計画すること。）

別紙１

４　専門各教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
農業	○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染防止対策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。 ○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。 ○総合実習のいわゆる時間外実習（当番実習）は、課題等で代替できる場合は、生徒の負担とならない形で代替することを検討する。 ○学校農業クラブ活動での実習は、授業及び部活動の扱いに準じる。
工業	○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○技術指導、安全指導などは、ICT 機器の活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。
商業	○生徒による外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。
水産	○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。 ○水産海洋基礎における舟艇実習は、人数を定員の半数までとし、間隔を空けて着座させるとともに、漕艇する時間を制限すること。 ○プールにおける着衣泳やダイビング、マリンスポーツ等の実習は、体育実技による対応を踏まえること。 ○栽培施設における実習は、換気が困難な場合は原則職員で対応することとし、生徒が立ち入る場合には、人数を制限すること。 ○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施すること。但し、泊を伴う実習及び食事や入浴など感染するリスクの高い内容は扱わないこと。（遠洋航海実習については、別途高校教育課と協議する） ○小型実習船「わかしお」による漁業実習は、人数を定員の半数までとし、間隔を空けて着座させること。

別紙１

家庭	○共通教科「家庭」における留意事項を踏まえること。 ○専門教科「看護・福祉」における留意事項を踏まえること。
看護・福祉	○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、行わないこと。 ○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は行わないこと。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。 ○外部施設での実習については、実習先と保護者の了解のもと、必要な感染防止措置について施設と協議した上で最低限の回数にとどめること。

５　総合的な探究の時間・総合的な学習の時間における授業実施上の留意事項

○個人の活動を中心にする場合は、課題の発見と解決に向け、主体的に、①課題の設定、②文献やインターネット等による情報収集、③整理・分析、④まとめ・表現の過程を行えるよう支援すること。

○発表や意見交換を伴う活動は、ICT 機器を活用して意見等を交換させたり、ワークシートに記入させたりしたものを教員がまとめ、プリントにして配付するなど、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。

○企業や上級学校、地域の方等、外部から講師を招いた講演会やガイダンス形式の授業は行わない。また、地域研究におけるフィールドワーク、体験活動や職業体験における企業・施設訪問等についても行わないこと。

○外部と連携した取組を行う場合は、ICT 機器を効果的に活用した工夫を検討すること。

別紙２

県立高等学校等における分散登校中の部活動実施上の留意事項（～９月 12 日）

１　部活動の実施形態

・原則として中止とする。

２　地区及び県域での公式大会・コンクール等

※「公式大会・コンクール等」とは学校関係団体（高体連・高文連・特体連・高野連・高ゴ連）及び協会・連盟主催のものをいう

・校長の判断の下、大会開催の有無や大会における感染防止対策を確認の上、参加の可否を決定することとする。

・参加する場合は、保護者の承諾を得ることとする。

３　関東及び全国規模の公式大会・コンクール等

・校長と教育委員会が協議の上、参加の可否を決定することとする。

※【大会参加に係る部活動の特例】（2･3共通事項）

大会等に参加する場合、生徒のけが防止等、安全面を考慮し、**校長の判断により特例措置として大会等の 14 日前から**下記活動を認める。

活動形態	・万全な感染防止対策を講じた上での活動 ・感染リスクの高い活動は可能な限り避ける
活動範囲	・平　日　　活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ ・週休日（祝日含）　県内チームとの県内で実施する練習試合や合同練習は可
活動時間	・平　日　　登校した日のみ 60 分程度 ・週休日（祝日含）　３時間以内 ※午前又は午後のどちらかの活動とし昼食等は挟まない
活動日数	・平　日　　登校した日のみ週２日を上限とする ・週休日（祝日含）　週２日を上限とする
指導者	・部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・激しい身体接触を伴う活動や、長時間にわたる、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は極力避けること ・大会等に参加する場合は、保護者に活動計画や感染防止対策を丁寧に説明し承諾を得ること

４　合宿及び県外遠征

・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。

・泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※緊急事態措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

５　部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。

・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。

・各部活動の顧問は、「３密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「３密対策」　①密閉対策：常時の換気
②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用
③密集対策：人との間隔は２メートル（最低１メートル）

・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。

・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を強化し、徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。

・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。

・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。

・部活動前後の食事や、集団での移動の際も３密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

・「３密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。

・活動場所が３密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。

・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。

・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。

・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。

・道具の共用は最小限にすること。

・準備片付けは最小限の人数で行うこと。

・運動部、文化部ともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（ＷＢＧＴ）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に

注意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとする。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。

・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙１「県立高等学校等における分散登校中の授業実施上の留意事項」における「２　全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

６　その他

※　練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※　**休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性があるとされている事例がある**ことから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層強化・徹底するようお願いします。

※　学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※　活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※　今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を更に制限することも考えられます。

　なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

知事メッセージ

県独自の神奈川版緊急事態宣言から約１か月、法に基づく緊急事態宣言から３週間以上が経過しましたが、本県の新規感染者は、いまだ収束する気配が見られません。この状況を一刻も早く改善するためには、新規感染者を減らすしかありません。

デルタ株の感染力は、従来株の２倍、排出するウイルスの量は、従来株の 1,200 倍と言われています。今、このデルタ株による子どもの感染が広がっています。子ども同士の感染に加え、子どもから家族へと感染の連鎖が懸念されます。

まもなく夏休みが明け、新学期が始まるこの時期、これまで、感染の急所として対策を講じてきた、飲食の場に加え、新たに子どもの感染防止対策が喫緊の課題になっています。

そこで県は、「子どもコロナ対策」を強化していきます。

まず、教育委員会と連携して、県立高校については、登校する生徒 30%、自宅でオンライン学習する生徒 70%、とする分散登校を実施し、市町村教育委員会や私立学校にも、同様の協力を要請するなど、教育現場での感染拡大防止を強化します。

また、各家庭では、子どもに発熱や咳などの症状が見られた場合は、通園や通学をさせずに、医療機関を受診してください。

お子さんに熱などの症状がある時は、通園・通学は絶対にさせないでください。

県では、一部の皆さんに抗原検査キットを配布する事業を試行しました。このキットを利用して陽性反応が出た方が、通勤や通学を控えた、という結果が得られるなど、事業の成果も明らかになりました。

この実績を踏まえて、県では、保育園や幼稚園、小学校等に通う子どものいる全てのご家庭に、自宅で簡単に検査ができる、抗原検査キットを配布する神奈川独自の取組を速やかに検討します。

この抗原検査キットで陽性となった場合は、通園、通学を控えるとともに、ただちに医療機関を受診してください。

医療従事者の皆さんは、今この時も、患者の命を救うため、献身的な努力を続けています。

全ての県民の皆さんに、災害ともいえる状況の中で、コロナに感染しない、感染させないための最大限の取組をお願いいたします。

令和 3 年 8 月 26 日

神奈川県知事　黒岩　祐治